

## 西宮市戸建住宅 ZEH 化及び断熱リフォーム促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は補助金の取扱いに関する規則(西宮市規則第81号)第3条の規定に基づき、西宮市戸建住宅 ZEH 化及び断熱リフォーム促進補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ZEH(ゼッチ)

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(Net Zero Energy House)の略称。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅(以下「ZEH」という。)をいう。

(2) 断熱リフォーム

高性能建材(断熱材、窓、ガラス)を用いた住宅の断熱改修及び断熱改修と同時に行う高性能な家庭用設備(家庭用蓄電システム・家庭用蓄熱設備)・熱交換型換気設備・空調設備)の導入をいう。

(3) 国補助金

国がZEHの普及促進を目的として実施する事業及び高性能建材を用いた断熱リフォームの促進を目的として実施する事業のうち、別表1に記載する事業に基づく補助金。

(補助金の交付)

第3条 市長は、西宮市内の戸建住宅のZEH化及び断熱リフォームを促進するために、国補助金の交付を受けたものに対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 西宮市内の戸建住宅であり、かつ国補助金を受けた住宅及び本補助金を申請しようとする住宅に自ら居住する個人であること。
- (2) 国補助金の確定通知を受けていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 市から求められる状況調査及び報告等に応じることができること。
- (5) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(西宮市条例第67号)第2条に規定する暴力団員でないこと又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は次の各号に掲げる額を交付する。

(1) ZEH

定額 15 万円とする。ただし、国補助金における補助対象経費から国補助金の額を減じて得た額を超えない額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

(2) 断熱リフォーム

国補助金の額の 1/8 の額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、上限は 15 万円とする。

（補助金の交付申請等）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」とする。）は、国補助金の額の確定通知書の日付から別に市長が定める期限までに、西宮市戸建住宅 ZEH 化及び断熱リフォーム促進補助金交付申請書（様式第 1 号）に別表 2 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の交付申請を先着順に受け付けるものとする。

3 市長は、提出された交付申請の補助金の額が予算の範囲に達した日又は予算の範囲を超える日をもって申請の受付を停止できるものとし、受付を停止する日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受け付けた申請に係る補助金の交付額の合計が予算を超えない範囲で受け付ける者を決定するものとする。

（補助金の交付決定等）

第 7 条 市長は前条の規定による申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、西宮市戸建住宅 ZEH 化及び断熱リフォーム促進補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。また、交付しない旨の決定をしたときは西宮市戸建住宅 ZEH 化及び断熱リフォーム促進補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第 8 条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、速やかに西宮市戸建住宅 ZEH 化及び断熱リフォーム促進補助金交付請求書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求があったときは、その内容を精査し、補助金を交付するものとする。

（申請手続きの代行）

第 9 条 申請者は、補助金の交付の申請等の手続きの代行を、第三者に依頼することができる。

2 補助金の交付申請に係る手続きの代行を行う者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。

（処分の制限）

第 10 条 申請者は第 7 条に規定する交付決定日から法定耐用年数を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、当該補助対象住宅の処分（譲渡、交換、貸付、廃棄、担保に供することその他の補助金の交付目的に反する行為をいう。）をしてはならない。

2 申請者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式

第5号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、財産処分承認通知書(様式第6号)により、申請者に補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、天災等による破損その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該補助対象住宅を処分する場合はこの限りでない。

(交付決定の取消等)

第11条 市長は補助金の交付決定を受けた者又は既に補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請により補助金を受けたとき
- (2) 関係法令に違反したとき
- (3) 前条による市長の承認を得ずに補助対象住宅を処分したとき
- (4) その他市長が補助の決定の取り消しの必要を認めたとき

(協力事項)

第12条 市は補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて補助対象住宅に関する状況調査及び市施策への協力を求めることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるものの他、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表1(第2条(3)関係)

補助対象	対象となる国補助金の名称	担当省庁
ZEH	令和4年度 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業のうち「ZEH支援事業」	環境省
	令和4年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業のうち「次世代ZEH+実証事業」	経済産業省
断熱リフォーム	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム支援事業) ※令和4年3月公募以降	環境省

別表2（第6条関係）

添付書類	
ZEH	補助対象住宅に居住していることを示す住民票（発行から3ヶ月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの）の写し
	国補助金の額の確定通知書の写し
	領収証明書（または領収書の写し）（様式第8号）
	国補助事業の完了時に国採択事業者へ提出した書類の写し
	1.完了実績報告書
	建物全体のカラー写真（完成後）
	太陽光パネルが設置された屋根のカラー写真
	HEMSのカラー写真
	工事契約書の写し（契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、経費の内訳が確認できる書類の写しを添付）
	追加導入した機器*のカラー写真（国の補助で導入した場合のみ） *蓄電システム、家庭用燃料電池、V2H 充電設備（充放電設備）、太陽熱利用温水システム
その他市長が必要と認める書類	
断熱 リフォーム	補助対象住宅に居住していることを示す住民票（発行から3ヶ月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの）の写し
	国補助金の額の確定通知書の写し
	領収証明書（または領収書の写し）（様式第8号）
	国補助事業の完了時に国採択事業者へ提出した書類の写し
	1.完了実績報告書
	2.総括表
	3.明細表
4.実績報告確認写真	
工事契約書の写し（契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、経費の内訳が確認できる書類の写しを添付）	
その他市長が必要と認める書類	